

第2章 障害福祉サービス等報酬編

附録

障害福祉サービス等報酬の算定構造

1. 居宅介護サービス費	2	19. 自立生活援助サービス費	24
2. 重度訪問介護サービス費	3	20. 共同生活援助サービス費	25
3. 同行援護サービス費	4	21. 計画相談支援給付費	28
4. 行動援護サービス費	4	22. 障害児相談支援給付費	29
5. 療養介護サービス費	5	23. 地域相談支援給付費（地域移行支援）	30
6. 生活介護サービス費	6	24. 地域相談支援給付費（地域定着支援）	30
7. 短期入所サービス費	9	25. 福祉型障害児入所施設給付費	31
8. 重度障害者等包括支援サービス費	10	26. 医療型障害児入所施設給付費	35
9. 施設入所支援サービス費	11	27. 児童発達支援給付費	37
10. 機能訓練サービス費	12	28. 放課後等デイサービス給付費	43
11. 生活訓練サービス費	13	29. 居宅訪問型児童発達支援給付費	46
12. 宿泊型自立訓練サービス費	14	30. 保育所等訪問支援給付費	47
13. 就労移行支援サービス費	15	31. (旧)主として難聴児経過の児童発達支援給付費	48
14. 就労移行支援（養成）サービス費	16	32. (旧)主として重症心身障害児経過の児童発達支援給付費	51
15. 就労継続支援A型サービス費	17	33. (旧)医療型経過の児童発達支援給付費	53
16. 就労継続支援B型サービス費	19		
17. 就労定着支援サービス費	23		
18. 就労選択支援サービス費	23		

1. 居宅介護サービス費

色字：令和8年度見直し箇所

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	基礎研修修了者等による場合	重度訪問介護研修修了者による場合	2人の居宅介護従事者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に同一サービスを行う場合	身体障害者施設未実施減算	虐待防止措置未実施減算	事務経費計測未実施減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	障害吸引等支援体制加算	
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	1時間未満(168単位) 1時間以上1時間30分未満(277単位) 2時間以上2時間30分未満(369単位)												
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (256単位) (2) 30分以上1時間未満 (404単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (587単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (669単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (754単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (837単位) (7) 3時間以上 (921単位に30分を増すごとに+83単位)	1時間30分以上2時間未満(369単位) 2時間以上2時間30分未満(461単位) 3時間以上3時間30分未満(553単位) ※3時間以上(638単位に30分を増すごとに+83単位)	×70/100	夜間もしくは早朝の場合+50/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に同一サービスを行う場合×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算(Ⅰ)+20/100 特定事業所加算(Ⅱ)+10/100 特定事業所加算(Ⅲ)+10/100 特定事業所加算(Ⅳ)+5/100	+15/100	1回につき100単位を加算 注 地域生活支援拠点等の場合+50単位	1人1日当たりに100単位を加算	
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上45分未満 (153単位) (3) 45分以上1時間未満 (197単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (239単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (275単位) (6) 1時間30分以上 (311単位に15分を増すごとに+35単位)		×90/100		事業所と同一建物の利用者50人以上に同一サービスを行う場合×85/100									
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位)		×90/100											
ホ 通院等乗控介助	(1) 30分未満 (106単位) (2) 30分以上1時間未満 (197単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (275単位)		×90/100											
初回加算	(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)×(1月につき 所定単位×446/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)×(1月につき 所定単位×456/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)×(1月につき 所定単位×431/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)×(1月につき 所定単位×441/1,000) (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)ロ (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)×(1月につき 所定単位×378/1,000) (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)ロ (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)×(1月につき 所定単位×302/1,000)													
														注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算出した単位数の合計

2. 重度訪問介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		重度障害者等の場合	障害支援区分6に該当する者の場合	2人の重度訪問介護基準を超える場合	夜間6.1以降の早期の開始又は深夜の場合	30日以上利用減算	身体拘束禁止未実施減算	面談回正措置未実施減算	事務連絡計画未実施減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	事後報告等支援体制加算
イ) 以上の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (188単位)	+15/100	+6.5/100	×200/100	×25/100	×80/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算(I) +20/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (277単位)													
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (369単位)													
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (461単位)													
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (553単位)													
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (644単位)													
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (736単位)													
	(8) 4時間以上8時間未満 (921単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,505単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,184単位に30分を増すごとに+81単位)													
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,834単位に30分を増すごとに+80単位)													
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,520単位に30分を増すごとに+80単位)													
ロ) 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合	(1) 1時間未満 (188単位)	+15/100	+6.5/100	×180/100	×50/100	×80/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100	特定事業所加算(II) +10/100	+15/100	注) 地域生活支援拠点等の場合 +80単位	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 1時間以上1時間30分未満 (277単位)													
	(3) 1時間30分以上2時間未満 (369単位)													
	(4) 2時間以上2時間30分未満 (461単位)													
	(5) 2時間30分以上3時間未満 (553単位)													
	(6) 3時間以上3時間30分未満 (644単位)													
	(7) 3時間30分以上4時間未満 (736単位)													
	(8) 4時間以上8時間未満 (921単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(9) 8時間以上12時間未満 (1,505単位に30分を増すごとに+85単位)													
	(10) 12時間以上16時間未満 (2,184単位に30分を増すごとに+81単位)													
	(11) 16時間以上20時間未満 (2,834単位に30分を増すごとに+88単位)													
	(12) 20時間以上24時間未満 (3,520単位に30分を増すごとに+80単位)													
移動介護加算	イ) 1時間未満 (100単位を加算)													
	ロ) 1時間以上1時間30分未満 (125単位を加算)													
	ハ) 1時間30分以上2時間未満 (150単位を加算)													
	ホ) 2時間以上2時間30分未満 (175単位を加算)													
移動介護緊急時支援加算	イ) 1時間以上 (100単位を加算)													
	ロ) 1時間以上2時間未満 (200単位を加算)													
	ハ) 2時間以上3時間未満 (300単位を加算)													
初回加算	(1月につき200単位を加算)													
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)													
入院時支援連携加算	(入院前につき1回を限度として300単位を加算)													
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×372/1000)	注) 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計												
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×382/1000)													
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×357/1000)													
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×367/1000)													
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×302/1000)													
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×248/1000)													

3. 同行援護サービス費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	基礎研修課程修了者等に対する行われる場合	盲ろうや盲ろう者向け通訳・介助員が行われる場合	2人の同行援護従事者による場合	常勤もしくは非常勤の場合又は深夜の場合	盲ろう者に對して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	障害支援区分3に該当する者の場合	障害支援区分4以上に該当する者の場合	身体障害後遺症未定減算	障害防止加算未定減算	業務継続計画未定減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別補給加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	障害吸引等支援体制加算
イ 30分未満 (191単位)															
ロ 30分以上1時間未満 (302単位)															
ハ 1時間以上1時間30分未満 (438単位)															
ニ 1時間30分以上2時間未満 (501単位)															
ホ 2時間以上2時間30分未満 (564単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +23/100 深夜の場合 +90/100	+25/100	+20/100	+40/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100			1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (632単位)															
ト 3時間以上 (697単位=30分を増すこと+64単位)															
初回加算 (1月につき200単位を加算)															
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)															
福祉・介護職員等処遇改善加算	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計														
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×448/1,000)															
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×456/1,000)															
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×431/1,000)															
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×441/1,000)															
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×378/1,000)															
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×392/1,000)															

4. 行動援護サービス費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	支援計画シート等が未作成の場合	2人の行動援護従事者による場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未定減算	情報公表未報告減算	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	障害吸引等支援体制加算	
イ 30分未満 (288単位)											
ロ 30分以上1時間未満 (437単位)											
ハ 1時間以上1時間30分未満 (619単位)											
ニ 1時間30分以上2時間未満 (762単位)											
ホ 2時間以上2時間30分未満 (905単位)											
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,047単位)											
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,191単位)											
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,334単位)											
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,479単位)	×95/100	×200/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100					
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,623単位)											
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,764単位)											
ヲ 5時間30分以上6時間未満 (1,904単位)											
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,046単位)											
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,192単位)											
キ 7時間以上7時間30分未満 (2,340単位)											
ク 7時間30分以上 (2,485単位)											
初回加算 (1月につき200単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)											
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)											
福祉・介護職員等処遇改善加算	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計										
(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×411/1,000)											
(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×421/1,000)											
(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 所定単位数×396/1,000)											
(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 所定単位数×406/1,000)											
(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×341/1,000)											
(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×277/1,000)											

5. 療養介護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合又は	看護職員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合又は	サービス管理員が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
イ 療養介護サービス費	(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)	① 定員40人以下 (974単位)	×985/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×90/100	×99/100	×97/100	×90/100
		② 定員41人以上60人以下 (949単位)								
		③ 定員61人以上80人以下 (900単位)								
		④ 定員81人以上 (861単位)								
	(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)	① 定員40人以下 (710単位)								
		② 定員41人以上60人以下 (674単位)								
		③ 定員61人以上80人以下 (625単位)								
		④ 定員81人以上 (589単位)								
	(3) 療養介護サービス費(Ⅲ)	① 定員40人以下 (561単位)								
		② 定員41人以上60人以下 (532単位)								
		③ 定員61人以上80人以下 (502単位)								
		④ 定員81人以上 (481単位)								
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	① 定員40人以下 (452単位)									
	② 定員41人以上60人以下 (416単位)									
	③ 定員61人以上80人以下 (385単位)									
	④ 定員81人以上 (368単位)									
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	① 定員40人以下 (452単位)									
	② 定員41人以上60人以下 (416単位)									
	③ 定員61人以上80人以下 (389単位)									
	④ 定員81人以上 (360単位)									
ロ 経過的療養介護サービス費	(1) 経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	① 定員40人以下 (919単位)	×985/1,000							
		② 定員41人以上60人以下 (911単位)								
		③ 定員61人以上80人以下 (882単位)								
		④ 定員81人以上 (840単位)								

地球移行加算
(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算)

福祉専門職員配置等加算
 イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)
 ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算)
 ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)

人員配置体制加算
 イ 人員配置体制加算(Ⅰ)
 (17:1)
 ① 定員61人以上80人以下 (1日につき8単位を加算)
 ② 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)
 ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)
 (25:1)
 ① 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)
 ② 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)
 ③ 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)
 ④ 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)

障害福祉サービスの体積利用支援加算
(1日につき300単位を加算)

集約的支援加算
(月4回を限度)
(1回につき1,000単位を加算)

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×164/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×171/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×162/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×169/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×143/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×126/1,000)	

6. 生活介護サービス費③

(1) 福祉専門職員処遇増徴加算(目) (1) 目につき60単位を加算		
常勤常勤職員等処遇加算 算	(1) 定員2人以下	(1) 目につき20単位を加算
	(2) 定員3人以上30人以下	(1) 目につき30単位を加算
	(3) 定員31人以上50人以下	(1) 目につき40単位を加算
	(4) 定員51人以上80人以下	(1) 目につき50単位を加算
	(5) 定員81人以上100人以下	(1) 目につき60単位を加算
	(6) 定員101人以上150人以下	(1) 目につき70単位を加算
	(7) 定員151人以上200人以下	(1) 目につき80単位を加算
	(8) 定員201人以上	(1) 目につき90単位を加算
常勤職員の前記入数を乗じた単位数を計算		
経費・経費外経費等支戻金加算(目) 経費・経費外経費等支戻金加算(目) (1) 目につき40単位を加算		
経費・経費外経費等支戻金加算(目) 経費・経費外経費等支戻金加算(目) (1) 目につき40単位を加算		
経費加算 (1) 目につき30単位を加算		
経費減算 (1) 目につき30単位を加算		
訪問支援加算 (月2回を標準) (1) 1時間未満 (1) 目につき10単位を加算 (2) 1時間以上 (1) 目につき20単位を加算		
欠等特別加算(月4回を標準) (1) 目につき40単位を加算		
看護管理費支戻加算(目) (1) 目につき30単位を加算		
看護管理費支戻加算(目) (1) 目につき30単位を加算 (2) 看護管理費支戻加算(目) (1) 目につき30単位を加算 (3) 看護管理費支戻加算(目) (1) 目につき30単位を加算		注1 加算の算定を算出した日から起算して180日以内 +300単位(単位の人数を超過し行動圏項目10歳以上の者の場合 +200単位) 注2 単位の人数を超過し行動圏項目10歳以上の者の場合 +100単位 注3 加算の算定を算出した日から起算して180日以内 +300単位(単位の人数を超過し行動圏項目10歳以上の者の場合 +200単位) 注4 単位の人数を超過し行動圏項目10歳以上の者の場合 +150単位
シニアケア加算 (1) シニアケア加算(目) (1) 目につき30単位を加算 (2) シニアケア加算(目) (1) 目につき30単位を加算		
利用費負担上乗増徴加算(月1回を標準) (1) 目につき10単位を加算		
食事提供体制加算 (1) 目につき30単位を加算		
施設滞在加算 (1) 目につき10単位を加算		
延長加算 (1) 10時間以上～11時間未満 (1) 目につき10単位を加算 (2) 11時間以上～12時間未満 (1) 目につき20単位を加算 (3) 12時間以上～13時間未満 (1) 目につき30単位を加算 (4) 13時間以上 (1) 目につき40単位を加算		
送迎加算 イ 送迎加算(目) (1) 送迎加算(目) (2) 送迎加算(目)		注1 一定の条件を満たす場合 +20単位 注2 同一施設内の場合 ×10/100
障害福祉サービスの報酬利用支戻加算(目) (1) 目につき100単位を加算 (2) 障害福祉サービスの報酬利用支戻加算(目) (1) 目につき100単位を加算		注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
経時率付支戻金加算 (1) 定員2人以下 (1) 目につき20単位を加算 (2) 定員3人以上30人以下 (1) 目につき30単位を加算 (3) 定員31人以上40人以下 (1) 目につき30単位を加算 (4) 定員41人以上45人以下 (1) 目につき30単位を加算 (5) 定員46人以上60人以下 (1) 目につき30単位を加算 (6) 定員61人以上70人以下 (1) 目につき30単位を加算 (7) 定員71人以上80人以下 (1) 目につき30単位を加算 (8) 定員81人以上 (1) 目につき30単位を加算		注1 標準において、生活介護を受けられ継続している者がいなくなる場合、標準報酬にその年度実績の人数を乗じた単位数を計算 注2 年度実績とは総経費減算等取戻金等への移行は除く
入居支援加算 (1) 目につき30単位を加算		
障がい者雇用加算 (1) 目につき30単位を加算		
図書及プログラミング加算 (1) 月1回を標準として、30単位を加算		
音楽療育加算 (1) 月2回を標準として、30単位を加算		
高中的支援加算 (1) 目につき100単位を加算		
(1) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (2) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (3) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (4) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (5) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (6) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000 (7) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 65 / 1,000		注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉専門職員等処遇増徴加算を除く)を算出した単位数の合計 注2 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉専門職員等処遇増徴加算を除く)を算出した単位数の合計 注3 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 112 / 1,000 (2) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 137 / 1,000 (3) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 162 / 1,000 (4) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 187 / 1,000 (5) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 212 / 1,000 (6) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 237 / 1,000 (7) 福祉専門職員等処遇増徴加算(目) (1) 目につき + 所定単位数 × 262 / 1,000

7. 短期入所サービス費①

基本部分	
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (923単位) (二) 区分5 (784単位) (三) 区分4 (646単位) (四) 区分3 (508単位) (五) 区分1・2 (509単位) (2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分6 (802単位) (二) 区分5 (527単位) (三) 区分4 (318単位) (四) 区分3 (246単位) (五) 区分1・2 (173単位) (3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ) (一) 区分3 (784単位) (二) 区分2 (616単位) (三) 区分1 (509単位) (4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ) (一) 区分6 (527単位) (二) 区分5 (273単位) (三) 区分1 (173単位) (5)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (1,164単位) (二) 区分5 (1,028単位) (三) 区分4 (889単位) (四) 区分3 (824単位) (五) 区分1・2 (751単位) (6)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分6 (844単位) (二) 区分5 (170単位) (三) 区分4 (559単位) (四) 区分3 (463単位) (五) 区分1・2 (411単位) (7)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ) (一) 区分3 (1,028単位) (二) 区分2 (856単位) (三) 区分1 (752単位) (8)福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ) (一) 区分3 (770単位) (二) 区分2 (527単位) (三) 区分1 (412単位) (9)福祉型強化特受短期入所サービス費(Ⅰ) (一) 区分6 (1,107単位) (二) 区分5 (977単位) (三) 区分4 (849単位) (四) 区分3 (784単位) (五) 区分1・2 (713単位) (10)福祉型強化特受短期入所サービス費(Ⅱ) (一) 区分3 (977単位) (二) 区分2 (818単位) (三) 区分1 (714単位)
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (3,117単位) (2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,938単位) (3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,823単位)
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,938単位) (2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,736単位) (3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,723単位) (4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (2,150単位) (5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (2,020単位) (6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (1,323単位)
ニ 共生型短期入所サービス費	(1)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ) (784単位) (2)共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ) (240単位) (3)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅰ) (1,013単位) (4)共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(Ⅱ) (471単位)
ホ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (784単位) (2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (240単位)

注	注	注	注	注	注	注	注	
利用者の数が利用定員を超過する場合は	従業者の員数が最低に満たない場合は	大規模減算	身体障害者止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	高額継続利用未定減算	障害者以外未実施減算	福祉専門職員配置増加算	福祉生活支援員配置増加算
×70/100	×70/100	無減算で20人以上の場合 ×90/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100		利用者全員について、利用を開始した日の1日につき100単位を加算 一定の条件を満たす場合 +200単位

短期利用加算	(1日につき30単位を加算)
常勤看護職員等配置加算	(一)定員6人以下 (1日につき10単位を加算) (二)定員7人以上12人以下 (1日につき30単位を加算) (三)定員13人以上17人以下 (1日につき60単位を加算) (四)定員18人以上 (1日につき4単位を加算)
医療的ケア対応加算	(1日につき120単位を加算)
重度障害児・障害者対応加算	(1日につき30単位を加算)
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき50単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)
福祉型加算	(1日につき320単位を加算)
医療連携体制加算	ア 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) イ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき48単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき160単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき480単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1)利用者1人 (1日につき1,600単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者が3人 (1日につき1,500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1)利用者1人 (1日につき2,000単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき1,500単位を加算) (3)利用者が3人 (1日につき1,500単位を加算) ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき500単位を加算) チ 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき100単位を加算) リ 医療連携体制加算(Ⅷ) (1日につき30単位を加算)
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき22単位を加算) ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき12単位を加算)
利用者負担上限額超過加算(内1回を限度)	(1日につき150単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき48単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) (1日につき20単位を加算) ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) (1日につき50単位を加算)
定員超過特例加算	(1日につき50単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ) (1日につき40単位を加算) ロ 特別重度支援加算(Ⅱ) (1日につき37単位を加算) ハ 特別重度支援加算(Ⅲ) (1日につき100単位を加算)
遠隔加算	(特選につき188単位を加算)
日中活動支援加算	(1日につき200単位を加算)
医療型短期入所受入前支援加算	イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) (1日につき1,000単位を加算) ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)

注1 一定の条件を満たす場合 +100単位 注2 中核的ケアを必要とし、利用者16人以上の者を支援した場合 +50単位
注1 一定の条件を満たす場合 +70単位 注2 中核的ケアを必要とし、利用者16人以上の者を支援した場合 +50単位
注 一定の条件を満たす場合 +100単位
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
注 特別な医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
注1 加算の算定を開始した日から起算して10日以内に限り、 注2 当該加算の算定中は、利用者の数の利用定員を超過する場合は適用しない。
注 同一施設内の場合 ×70/100

9. 施設入所支援サービス費

基本部分		地方公共団体の設置する指定障害者支援施設等の場合	前年度の認可又は認定の届出を起する又は届出がない場合	指定支援者の数が1名以上ない場合	施設管理福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている求業士が特定求業士でない場合	求業士が配置されていない場合	身体拘束禁止を実施した場合	虐待防止措置を実施した場合	業務継続計画を実施した場合	情報公表を実施した場合	地域移行等支援を実施した場合												
イ 定員40人以下	(1) 区分4 (483単位) (2) 区分5 (392単位) (3) 区分6 (316単位) (4) 区分7 (229単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (174単位)	×965/1,000	×70/100	×95/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算	1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算	1日につき19単位を減算	1日につき7単位を減算	1日につき16単位を減算	1日につき7単位を減算	1日につき14単位を減算											
ロ 定員41人以上50人以下	(1) 区分4 (382単位) (2) 区分5 (302単位) (3) 区分6 (246単位) (4) 区分7 (189単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (150単位)																							
ハ 定員51人以上60人以下	(1) 区分4 (287単位) (2) 区分5 (230単位) (3) 区分6 (188単位) (4) 区分7 (147単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (119単位)																							
ニ 定員61人以上70人以下	(1) 区分4 (201単位) (2) 区分5 (162単位) (3) 区分6 (129単位) (4) 区分7 (98単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (73単位)																							
ホ 定員71人以上80人以下	(1) 区分4 (158単位) (2) 区分5 (127単位) (3) 区分6 (98単位) (4) 区分7 (73単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (55単位)																							
ヘ 定員81人以上	(1) 区分4 (118単位) (2) 区分5 (93単位) (3) 区分6 (70単位) (4) 区分7 (51単位) (5) 区分8以下(未判定の者を含む) (39単位)																							
施設職員配置特別加算	(1) 定員51人以上40人以下 (1日につき20単位を加算) (2) 定員41人以上50人以下 (1日につき18単位を加算) (3) 定員31人以上20人以下 (1日につき16単位を加算)													×965/1,000										
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき36単位を加算) ハ 重度障害者支援加算(Ⅲ) (1日につき18単位を加算)																							
使用看護体制加算	(1日につき40単位を加算)																							
視覚・聴覚・言語障害者支援特別加算	視覚・聴覚・言語障害者支援特別加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) 視覚・聴覚・言語障害者支援特別加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)																							
高次脳機能障害者支援特別加算	(1日につき41単位を加算)																							
入所特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)																							
入所・外出同時加算	イ 入所・外出同時加算(Ⅰ) (1) 定員50人以下 (1日につき20単位を加算) (2) 定員51人以上80人以下 (1日につき27単位を加算) ロ 入所・外出同時加算(Ⅱ) (1) 定員51人以上 (1日につき24単位を加算) (2) 定員51人以上80人以下 (1日につき19単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)	×965/1,000																						
入院時支援特別加算	Ⅰ 80日を超え入院期間が4日未満 (1日につき60単位を加算) Ⅱ 80日を超え入院期間が4日以上 (1日につき112単位を加算)																							
地域移行加算	(入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)																							
地域移行促進加算	イ 地域移行促進加算(Ⅰ) (1日につき100単位を加算) ロ 地域移行促進加算(Ⅱ) (1月3回を限度として、600単位を加算)																							
地域生活移行促進加算	イ 地域生活移行促進加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行促進加算(Ⅱ) (1日につき30単位を加算)																							
障害マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)																							
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)																							
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき400単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき100単位を加算)																							
口腔衛生管理特別加算	(1月につき30単位を加算)																							
口腔衛生管理加算	(1月につき60単位を加算)																							
歯医加算	(1日につき23単位を加算)																							
地域移行支援特別加算	イ 定員40人以下 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算) ロ 定員41人以上50人以下 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算) ハ 定員51人以上80人以下 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算) ニ 定員61人以上70人以下 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算) ホ 定員71人以上80人以下 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算) ヘ 定員81人以上 (1) 区分4 (1日につき18単位を加算) (2) 区分5 (1日につき15単位を加算) (3) 区分6 (1日につき12単位を加算) (4) 区分7 (1日につき9単位を加算)																							
施設支援加算	(1日につき17単位を加算)																							
業務の支援加算	イ 業務の支援加算(Ⅰ) (1月3回を限度として、1,000単位を加算) ロ 業務の支援加算(Ⅱ) (1月につき500単位を加算)																							
障害者支援施設等関係対策向上加算	イ 障害者支援施設等関係対策向上加算(Ⅰ) (1月につき180単位を加算) ロ 障害者支援施設等関係対策向上加算(Ⅱ) (1月につき80単位を加算)																							
新築・築替え等施設投資加算	(1月5回を限度として、240単位を加算)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位数 × 165 / 1,000)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位数 × 193 / 1,000)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位数 × 6 / 1,000)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位数 × 6 / 1,000)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 所定単位数 × 165 / 1,000)																							
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 所定単位数 × 142 / 1,000)																							

注 一定の条件を満たす場合
+22単位
注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核的人材を配置し行動関連項目15点以上の者の場合) +200単位
注2 中核的人材を配置し行動関連項目15点以上の者を支援した場合 +150単位
注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核的人材を配置し行動関連項目15点以上の者の場合) +200単位
注2 中核的人材を配置し行動関連項目15点以上の者を支援した場合 +150単位

注 看護職員をさらに配置した場合に、1日につき36単位に看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算

8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定

8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位数を算定

前年度に施設から地域移行した者が1人以上いる指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数が定員の減少数を超えて得た単位数を加算する。

11. 生活訓練サービス費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 生活訓練サービス費(1)	(1) 定員20人以下 (75単位) (2) 定員21人以上40人以下 (60単位) (3) 定員41人以上80人以下 (45単位) (4) 定員81人以上120人以下 (30単位) (5) 定員121人以上 (15単位)	×95/100 ×70/100 ×70/100 ×50/100 ×50/100	利用者数が利用可能な定員の50%未満の場合 ×70/100 利用者数が利用可能な定員の50%以上かつ、かつ4月を超えていない場合 ×70/100 利用者数が利用可能な定員の50%以上かつ、かつ4月を超えていない場合 ×70/100 利用者数が利用可能な定員の50%以上かつ、かつ4月を超えていない場合 ×70/100 利用者数が利用可能な定員の50%以上かつ、かつ4月を超えていない場合 ×70/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100	自立訓練(生活訓練)に該当しない場合 ×0/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100 自立訓練(生活訓練)に該当する場合 ×95/100
ロ 生活訓練サービス費(2)	(1) 1時間未満 (200単位) (2) 1時間以上 (600単位) (3) 機関運営者に対する専門的訓練 (75単位)	×95/100 ×70/100 ×60/100									
ハ 障害者生活訓練サービス費	(600単位)	×95/100	×70/100								
施設専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 福祉専門職員配置等加算(2) (1日につき100単位を上限) ハ 福祉専門職員配置等加算(3) (1日につき100単位を上限)										
ボランティア実働加算	(1月につき100単位を上限)										
障害者職業訓練指導員等支援体制加算	イ 障害者職業訓練指導員等支援体制加算(1) (1日につき11単位を上限) ロ 障害者職業訓練指導員等支援体制加算(2) (1日につき41単位を上限)										
福祉施設運営者支援体制加算	(1日につき41単位を上限)										
初年度加算	(利用開始日から30日を超えて、1日につき30単位を上限)										
災害時対応加算(災害発生時)	(1日につき40単位を上限)										
要介護者生活訓練加算	イ 要介護者生活訓練加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 要介護者生活訓練加算(2) (1日につき100単位を上限) ハ 要介護者生活訓練加算(3) (1日につき100単位を上限) ニ 要介護者生活訓練加算(4) (1日につき100単位を上限) ホ 要介護者生活訓練加算(5) (1日につき100単位を上限) ヘ 要介護者生活訓練加算(6) (1日につき100単位を上限)										
個別計画訓練支援加算	イ 個別計画訓練支援加算(1) (1日につき40単位を上限) ロ 個別計画訓練支援加算(2) (1日につき40単位を上限)										
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 短期滞在加算(2) (1日につき100単位を上限)										
精神障害者支援支援体制加算	イ 精神障害者支援支援体制加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 精神障害者支援支援体制加算(2) (1日につき100単位を上限)										
利用者負担上乗せ管理加算(月1回を限度)	(1日につき100単位を上限)										
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(1) (1日につき40単位を上限) ロ 食事提供体制加算(2) (1日につき40単位を上限)										
緊急時対応加算	(1日につき100単位を上限)										
災害時の支援加算(月4回を限度)	(1日につき1,000単位を上限)										
管理職員配置加算(1)	(1日につき100単位を上限)										
法定加算	イ 法定加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 法定加算(2) (1日につき100単位を上限)										
障害福祉サービスの権利利用支援加算	イ 障害福祉サービスの権利利用支援加算(1) (1日につき100単位を上限) ロ 障害福祉サービスの権利利用支援加算(2) (1日につき100単位を上限)										
社会生活支援特別加算	(1日につき400単位を上限)										
契約外利用各種体制加算	イ 定員20人以下 (1日につき40単位を上限) ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき40単位を上限) ハ 定員41人以上80人以下 (1日につき40単位を上限) ニ 定員81人以上120人以下 (1日につき40単位を上限) ホ 定員121人以上 (1日につき40単位を上限)										
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)イ (1月につき 定率単価×164.7/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ロ (1月につき 定率単価×171.7/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ハ (1月につき 定率単価×166.7/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ニ (1月につき 定率単価×167.7/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ホ (1月につき 定率単価×174.7/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)ヘ (1月につき 定率単価×169.7/1,000)										

12. 宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注			注	注	注	注	注
		利用者の数が利用定員を超過する場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準を満たさない場合	サービス管理責任者の員数が基準を満たさない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
ハ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (281単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (170単位)	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×90/100	×99/100	×97/100	×98/100
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (281単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (170単位)								
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき9単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき8単位を加算)								
地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)								
障害・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 障害・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 障害・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)								
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)								
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)								
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき28単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき27単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者が1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者が2人 (1日につき800単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合							
日中支援加算	(1日につき270単位を加算)								
通話者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)								
入浴時特別加算(月1回を限度)	イ 入浴期間が9日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入浴期間が7日以上 (1回につき112単位を加算)								
帰宅時特別加算(月1回を限度)	イ 外出期間が9日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外出期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)								
長期入院時特別加算	(1日につき76単位を加算)								
長期帰宅時特別加算	(1日につき25単位を加算)								
地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)								
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)								
精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)								
強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)								
食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)								
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	イ 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき448単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき268単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき168単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき122単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき96単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき79単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき67単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき58単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき52単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき46単位を加算)								
夜間支援等体制加算(Ⅱ)	ロ 夜間支援対象利用者3人以下 (1日につき149単位を加算) (2)夜間支援対象利用者4人以上6人以下 (1日につき90単位を加算) (3)夜間支援対象利用者7人以上9人以下 (1日につき58単位を加算) (4)夜間支援対象利用者10人以上12人以下 (1日につき41単位を加算) (5)夜間支援対象利用者13人以上15人以下 (1日につき32単位を加算) (6)夜間支援対象利用者16人以上18人以下 (1日につき26単位を加算) (7)夜間支援対象利用者19人以上21人以下 (1日につき22単位を加算) (8)夜間支援対象利用者22人以上24人以下 (1日につき19単位を加算) (9)夜間支援対象利用者25人以上27人以下 (1日につき17単位を加算) (10)夜間支援対象利用者28人以上30人以下 (1日につき15単位を加算)								
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)								
看護職員配置加算(Ⅱ)	(1日につき13単位を加算)								
集約的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)								
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 十所定単位×164/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 十所定単位×171/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 十所定単位×160/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 十所定単位×167/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×124/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×108/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計							

15. 就労継続支援 A 型サービス費②

就労継続支援 A 型サービス費② 報酬(計算単位) (15B)	(1) 定額1人以上 以下 (2) 定額1人以上 40人以下 (3) 定額1人以上 40人以上 (4) 定額1人以上 40人以上 (5) 定額1人以上	(六) 障害者が10人以上100名未満の場合 (1)月につき1,000単位を加算 (七) 障害者が100名以上の場合 (1)月につき48単位を加算 (八) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (九) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十一) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十二) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十三) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十四) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十五) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十七) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算	注1 前年度において、就労継続支援A型サービスを受けた被保険者、6年以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に当たった労働定数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算 注2 前年度実績には就労継続支援A型サービスへの就職は除く
		(六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき1,000単位を加算 (七) 障害者が100名以上の場合 (1)月につき48単位を加算 (八) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (九) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十一) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十二) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十三) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十四) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十五) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十七) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算	
		(六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき1,000単位を加算 (七) 障害者が100名以上の場合 (1)月につき48単位を加算 (八) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (九) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十一) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十二) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十三) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十四) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十五) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十七) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算	
		(六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき1,000単位を加算 (七) 障害者が100名以上の場合 (1)月につき48単位を加算 (八) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (九) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十一) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十二) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十三) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十四) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十五) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十六) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算 (十七) 障害者が100名以上100名未満の場合 (1)月につき48単位を加算	
就労継続支援加算 (1)月につき1,000単位を加算			
障害者上乗せ労働者加算 イ 定額1人以上 ロ 定額1人以上40人以下 ハ 定額41人以上40人以下 ニ 定額1人以上40人以下 ホ 定額1人以上		(イ) 定額1人以上 (1)月につき100単位を加算 (ロ) 定額1人以上40人以下 (1)月につき48単位を加算 (ハ) 定額41人以上40人以下 (1)月につき48単位を加算 (ニ) 定額1人以上40人以下 (1)月につき48単位を加算 (ホ) 定額1人以上 (1)月につき48単位を加算	
医療連携体制加算 ア 医療連携体制加算(1) イ 医療連携体制加算(2) ウ 医療連携体制加算(3) エ 医療連携体制加算(4) オ 医療連携体制加算(5) カ 医療連携体制加算(6) キ 医療連携体制加算(7)		(イ) 1日につき100単位を加算 (ロ) 1日につき100単位を加算 (ハ) 1日につき100単位を加算 (ニ) 1日につき100単位を加算 (ホ) 1日につき100単位を加算 (ヘ) 1日につき100単位を加算 (ト) 1日につき100単位を加算 (チ) 1日につき100単位を加算	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
利用者負担上乗せ管理加算(月1回を単位)		(1)月につき100単位を加算	
食事提供体制加算		(1)月につき100単位を加算	
施設加算 ア 施設加算(1) イ 施設加算(2)		(ア) 1日につき100単位を加算 (イ) 1日につき100単位を加算	注 前1敷地内の場合 × 70/100
障害福祉サービスの実施利用支援 ア 障害福祉サービスの実施利用支援加算(1) イ 障害福祉サービスの実施利用支援加算(2)		(1)月につき100単位を加算 (2)月につき100単位を加算	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
在宅生活支援加算 ア 在宅生活支援加算(1) イ 在宅生活支援加算(2)		(1)月につき100単位を加算 (2)月につき100単位を加算	
緊急時対応加算		(1)月につき100単位を加算	
集中的支援加算 (1)月につき1,000単位を加算			
福祉・介護職員等処遇改善加算 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)		(1)月につき 所定単位数 × 108/1,000 (2)月につき 所定単位数 × 112/1,000 (3)月につき 所定単位数 × 106/1,000 (4)月につき 所定単位数 × 110/1,000 (5)月につき 所定単位数 × 81/1,000 (6)月につき 所定単位数 × 75/1,000	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 特定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1)月につき 所定単位数 × 117/1,000 (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1)月につき 所定単位数 × 121/1,000 (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ハ (1)月につき 所定単位数 × 6/1,000 (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ニ (1)月につき 所定単位数 × 6/1,000 (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)月につき 所定単位数 × 89/1,000 (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1)月につき 所定単位数 × 81/1,000

17. 就労定着支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	(1月につき3,512単位)	就労定着支援計画が作成されていない場合	支援体制構築未実施減算	就労定着率未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算	特別地域加算
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	(1月につき3,348単位)							
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	(1月につき2,768単位)							
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき2,234単位)							
(5) 就労定着率が6割以上7割未満の場合	(1月につき1,690単位)							
(6) 就労定着率が5割以上6割未満の場合	(1月につき1,433単位)							
(7) 就労定着率が5割未満の場合	(1月につき1,074単位)							
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ)	(Ⅰ)につき、579単位を加算 (Ⅱ)につき、405単位を加算	注 (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。					
初期加算	(1月につき900単位を加算)							
就労定着実績体制加算	(1月につき300単位を加算)							
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	(1月につき120単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1月につき150単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ							
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ							
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ							
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)							
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)							

18. 就労選択支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
イ 就労選択支援サービス費	(1,210単位)	利用者の勤が利用可能と認められる場合	就労選択支援職員の員数が基準に満たない場合	協定事業所業中減算	身体拘束禁止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未報告減算
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(Ⅰ)につき16単位を加算 (Ⅱ)につき18単位を加算 (Ⅲ)につき28単位を加算						
視覚・聴覚言語障害等支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) ロ 聴覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)につき91単位を加算 (Ⅱ)につき41単位を加算						
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)							
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合						
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)							
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)							
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)							
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)							
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1日につき150単位を加算)							
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)							
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(内通につき21単位を加算 内通につき14単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100					
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ							
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ							
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ							
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)							
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)							

19. 自立生活援助サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満 (1月につき1566単位)	サービス等 運営担当者 の員数が基準 に満たない 場合	自立生活援 助計画が作 成されていない 場合	標準利用期 間超過減算	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算	特別地域加 算	地域生活支援 拠点等機能強 化加算
	(2) 30:1以上 (1月につき1095単位)	減算が適用 される月から 4月目まで ×70/100	減算が適用 される月から 2月目まで ×70/100						
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満 (1月につき1172単位)	5月以上連 続して減算 する場合 ×50/100	3月以上連 続して減算 の場合 ×50/100	×95/100	×99/100	×99/100	×95/100	+230単位	1月につき500 単位
	(2) 30:1以上 (1月につき821単位)								
ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ)	(1月につき700単位)								

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)

ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)
------------	-----------------

初回加算	(1月につき500単位を加算)
------	-----------------

集中支援加算	(1月につき500単位を加算)
--------	-----------------

同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)

緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合
+50単位

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
----------------------	-----------------

日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)	(1回につき100単位を加算)
----------------------	-----------------

居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)
------------	----------------

地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)
------------------------	-----------------

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき +所定単位×115/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき +所定単位×119/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき +所定単位×113/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき +所定単位×117/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×98/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×81/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

22. 障害児相談支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
		虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	地域生活支援拠点等機能強化加算
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,201単位)	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき2,101単位)				
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき2,016単位)				
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,886単位)				
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,766単位)				
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき819単位)				
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,899単位)	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,796単位)				
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,699単位)				
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,548単位)				
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,448単位)				
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)				1月につき500単位
遠隔地訪問加算 (注の面積月数に応じて算定) +300単位						
主任相談支援専門員配置加算	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	(1月につき300単位を加算)				
	ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)				
入院時情報連携加算						
	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき300単位を加算)				
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき150単位を加算)				
遠隔・遠所加算(3回を限度)		(1回につき300単位を加算)				
医療・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき150単位を加算)				
医療・保育・教育機関等連携加算 (面談、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれ月1回、通院同行は月3回を限度) (面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)		(面談(計画作成月):1月につき200単位を加算) (面談(モニタリング月):1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)				
集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれ月1回、通院同行は月3回を限度)		(訪問、会議開催、会議参加:1月につき300単位を加算) (通院同行:1回につき300単位を加算) (情報提供:1回につき150単位を加算)				
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)				
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)				
行動障害支援体制加算						
	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)				
	ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)				
要医療児者支援体制加算						
	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)				
	ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)				
精神障害者支援体制加算						
	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)				
	ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)				
高次脳機能障害支援体制加算						
	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)	(1月につき60単位を加算)				
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	(1月につき30単位を加算)				
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)				
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)				
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)				
福祉・介護職員等処遇改善加算		(1月につき+所定単位×81/1,000)				

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

23. 地域相談支援給付費（地域移行支援）

基本部分		注	注	注	注	注
		虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	地域生活支援拠点等機能強化加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) (1月につき3,613単位)	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100	1月につき500単位
	ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) (1月につき3,157単位)					
	ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ) (1月につき2,422単位)					
初回加算 (1月につき500単位を加算)						
集中支援加算 (1月につき500単位を加算)						
退院・退所月加算 (1月につき2,700単位を加算)		注 入院期間が9月以上1年未満の場合 +500単位				
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき300単位を加算) ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき700単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)						
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)						
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)						
福祉・介護職員等処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×91/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

24. 地域相談支援給付費（地域定着支援）

基本部分		注	注	注	注	注
		虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算	地域生活支援拠点等機能強化加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき315単位) ロ 緊急時支援費 (1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1日につき734単位) (2) 緊急時支援費(Ⅱ) (1日につき98単位)	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100	1月につき500単位
ピアサポート体制加算 (1月につき100単位を加算)						
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1回につき100単位を加算)						
居住支援連携体制加算 (1月につき35単位を加算)						
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)						
福祉・介護職員等処遇改善加算 (1月につき 十所定単位×91/1,000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計				

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

25. 福祉型障害児入所施設給付費④

小規模グループケア加算	㉔ 小規模グループケア加算(Ⅰ) (1日につき30名単位を加算) ㉕ 小規模グループケア加算(Ⅱ) (1日につき23名単位を加算) ㉖ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(8～14名の場合) (1日につき18名単位を加算) ㉗ 小規模グループケア加算(ケアラトリー) (1日につき23名単位を加算)	注：単位計算対象に算定された施設の種類
障害者生活支援等施設運営加算(Ⅰ)	(1日につき1名単位を加算)	
障害者生活支援等施設運営加算(Ⅱ)	(1日につき1名単位を加算)	
障害者生活支援等施設運営加算	(員数別を標準として、240名単位を加算)	
施設・介護職員等処遇改善加算	㉘ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 十指定単位×305/1,000) ㉙ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 十指定単位×326/1,000) ㉚ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 十指定単位×321/1,000) ㉛ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 十指定単位×316/1,000) ㉜ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十指定単位×382/1,000) ㉝ 施設・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十指定単位×335/1,000)	注：指定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

26. 医療型障害児入所施設給付費①

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 医療型障害児入所施設で行う場合															
(1) 自然在庁の場合	(380単位)														
(2) 既休不自由児の場合	(189単位)														
(3) 重症心身障害児の場合	(988単位)														
ロ 医療型障害児入所施設で医療目的の支援を行う場合															
(1) 自然在庁の場合		イ 療養が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して療養の場合 ×50/100													
→最初の90日まで	(454単位)														
二ヶ月目以降90日まで	(415単位)														
三ヶ月目以降180日まで	(380単位)														
四ヶ月目以降	(345単位)														
(2) 既休不自由児の場合															
→最初の90日まで	(223単位)														
二ヶ月目以降90日まで	(205単位)														
三ヶ月目以降180日まで	(189単位)														
四ヶ月目以降	(173単位)														
(3) 重症心身障害児の場合															
→最初の90日まで	(1,190単位)														
二ヶ月目以降90日まで	(1,084単位)														
三ヶ月目以降180日まで	(988単位)														
四ヶ月目以降	(891単位)														
ハ 指定医療支援施設で行う場合															
(1) 既休不自由児の場合	(137単位)														
(2) 重症心身障害児の場合	(962単位)														
ニ 指定医療支援施設で医療目的の支援を行う場合															
(1) 既休不自由児の場合															
→最初の90日まで	(165単位)														
二ヶ月目以降90日まで	(150単位)														
三ヶ月目以降180日まで	(137単位)														
四ヶ月目以降	(124単位)														
(2) 重症心身障害児の場合															
→最初の90日まで	(1,164単位)														
二ヶ月目以降90日まで	(1,058単位)														
三ヶ月目以降180日まで	(962単位)														
四ヶ月目以降	(865単位)														
給付額計算															
イ 生活給付加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき90日を限度として1日につき33)単位を加算)														
ロ 生活給付加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき90日を限度として1日につき44)単位を加算)														
福祉専門職員配置等加算															
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき3)単位を加算)														
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき4)単位を加算)														
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4)単位を加算)														
保育職員配置加算	(1日につき2)単位を加算)														
家族支援加算(Ⅰ)															
イ 居室を訪問(所要時間1時間以上)	(1回につき30)単位を加算)														
ロ 居室を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき20)単位を加算)														
ハ 連絡等で対応	(1回につき10)単位を加算)														
ニ オンライン	(1回につき5)単位を加算)														
家族支援加算(Ⅱ)															
イ 連絡等で対応	(1回につき5)単位を加算)														
ロ オンライン	(1回につき5)単位を加算)														
地域移行加算	(入所中2回、年2回、退所後1回を限度として、60)単位を加算)														
移行支援関係機関連携加算	(月1回を限度とし必要に応じて25)単位を加算)														
体障利用支援加算															
イ 体障利用支援加算(Ⅰ)	(1回につき1)単位を加算)														
ロ 体障利用支援加算(Ⅱ)	(1回につき1)単位を加算)														
要支援児童加算															
イ 要支援児童加算(Ⅰ)	(1月につき1回を限度 150)単位を加算)														
ロ 要支援児童加算(Ⅱ)	(1月につき4回を限度 150)単位を加算)														
集中的支援加算															
イ 集中的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、100)単位を加算)														
ロ 集中的支援加算(Ⅱ)	(1日につき50)単位を加算)														

26. 医療型障害児入所施設給付費②

小規模グループケア加算	イ 小規模グループケア加算(Ⅰ)	(1日につき200単位を加算)	注 平成24年4月以降に開設された施設に限る
	ロ 小規模グループケア加算(Ⅱ)	(1日につき200単位を加算)	
	ハ 小規模グループケア加算(Ⅲ)(9～10名の場合)	(1日につき180単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×285/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×300/1,000)	
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×281/1,000)	
	④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×286/1,000)	
	⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×242/1,000)	
	⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×221/1,000)	

27. 児童発達支援給付費⑥

視覚・聴覚・言語機能障害支援加算	(1日につき100単位を加算)		
個別ケア⇒加算(Ⅰ)	(1日につき120単位を加算)		
個別ケア⇒加算(Ⅱ)	(1日につき150単位を加算)		
入浴支援加算(月6回を限度)	(1回につき85単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき129単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人 (1日につき80単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき160単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者1人 (1日につき1,000単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき2,000単位を加算) (3)利用者3人以上8人以下 (1日につき4,000単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)	
	ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)	
	送迎加算	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (月当たりにつき54単位を加算) ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (月当たりにつき40単位を加算) ハ 医療的ケア児(14歳以上)の場合 (月当たりにつき60単位を加算)	注1 一定の条件を満たす場合 +40単位 注2 一定の条件を満たす場合 +40単位 注3 同一施設内の場合 ×70/100 注4 同一施設内の場合 ×70/100
児童発達支援(主として)障害児の場合	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計測より短くなった場合に限り算定可能	
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計測より短くなった場合に限り算定可能	
	ハ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計測より短くなった場合に限り算定可能	
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 30分以上1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計測より短くなった場合に限り算定可能	
	ハ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)		
	イ 障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児の場合を除く)の場合 (1) 1時間未満 (1日につき126単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき258単位を加算)	注 主として重症心身障害児が利用する場合、共同型、基準該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定	
	関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)	
関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)		
関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)		
関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)		
事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき400単位を加算)		
事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)		
保育・教育等移行支援加算	入浴中2回、送迎後2回(障害児保育所等への送迎を問わず)を限度 (1回につき500単位を加算)		
共同型サービス医療的ケア支援加算	(1日につき400単位を加算)		
福祉・介護職員等特別給付費加算	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅰ)イ	(1月につき+給費単価×182/1,000)	注 所定単価は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等特別給付費加算を除く)を算定した単位数の合計
	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅰ)ロ	(1月につき+給費単価×156/1,000)	
	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅰ)イイ	(1月につき+給費単価×156/1,000)	
	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅰ)ロロ	(1月につき+給費単価×156/1,000)	
	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅱ)	(1月につき+給費単価×139/1,000)	
	福祉・介護職員等特別給付費加算(Ⅲ)	(1月につき+給費単価×117/1,000)	

28. 放課後等デイサービス給付費④

ハ 重症心身障害児の場合 イ 障害児重症心身障害児・知的障害児を除く 共生型・通学送迎の場合 ニ 重症心身障害児又は発達障害児の場合	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)	注 注として重症心身障害児が利用する場合、共生型、基幹該当については、運営規程に定める営業時間8時間以上であり、営業時間の前後において延長支援を行った場合に、延長支援に要した時間に応じて算定
	(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)	
	(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
	(1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算)	
	(2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算)	
	(3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)	
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき250単位を加算)	
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)	
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)	
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算)	
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき500単位を加算)	
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)	
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつを限度)	(1回につき500単位を加算)	
共生型サービス実施費のケア支援加算	(1回につき400単位を加算)	
福祉・介護職員等処遇改善加算 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位数×150/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位数×156/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位数×139/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位数×145/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×149/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×148/1,000)	

29. 居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	支援プログラム未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)	(1,066単位)	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×85/100	×99/100	×99/100	×95/100	+15/100
訪問支援員特別加算	Ⅰ 障害児支援の業務従事10年以上 (1回につき850単位を加算) Ⅱ 障害児支援の業務従事5年以上10年未満 (1回につき700単位を加算)	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100					
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)							
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)							
多職種連携支援加算(月1回限度)	(1回につき200単位を加算)							
強度行動障害児支援加算	(1日につき200単位を加算)							
通所施設移行支援加算	(1回を限度として、500単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)							
福祉・介護職員等処遇改善加算 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位数×150/1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計						
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位数×156/1,000)							
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位数×139/1,000)							
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位数×145/1,000)							
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×149/1,000)							
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×148/1,000)							

30. 保育所等訪問支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
保育所等訪問支援給付費 (* 訪問支援時間が30分未満の場合 算定不可)		(1,071単位)	児童が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して算算の場合 ×90/100	児童が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して算算の場合 ×90/100	×93/100	×85/100	×99/100	×99/100	×96/100	×95/100	+15/100
訪問支援員特別加算		1 障害児支援の業務従事10年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上 (1回につき800単位を加算) 2 障害児支援の業務従事5年以上10年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上5年未満 (1回につき700単位を加算)									
初回加算		(1月につき200単位を加算)									
家族支援加算(Ⅰ) (月2回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき300単位を加算) (1回につき200単位を加算)	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度								
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	ハ 事業所等で対面 ニ オンライン イ 事業所等で対面 ロ オンライン	(1回につき100単位を加算) (1回につき80単位を加算) (1回につき80単位を加算) (1回につき60単位を加算)									
多職種連携支援加算(月1回を限度)		(1回につき200単位を加算)									
ケアニーズ対応加算		(1日につき120単位を加算)									
強度行動障害児支援加算		(1日につき900単位を加算)									
関係機関連携加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)									
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×150/1,000) (1月につき 十所定単位×156/1,000) (1月につき 十所定単位×0/1,000) (1月につき 十所定単位×0/1,000) (1月につき 十所定単位×139/1,000) (1月につき 十所定単位×117/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計								

31. (旧) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費①

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されていない場合	利用時間減算	自己評価結果等未公表減算	定接プログラム未公表減算	身体障害者後援未実施減算	通所防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	情報公表未実施減算	人工内耳用充実費追加算(1回あたり)	児童発達支援等施設追加算(1回につき)	専門的支援体制加算(1回につき)	
児童発達支援センターにおいて行う場合	難聴児の場合	(1)医療的ケア用(32点以上)の場合	一定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,384単位)								+603単位	+41単位	
				区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,397単位)										
				区分3(3時間超5時間以下)	(3,464単位)										
		(二) 定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,178単位)										+531単位	+41単位
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,207単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,285単位)											
		(三) 定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,068単位)										+488単位	+33単位
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,092単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,145単位)											
	(四) 定員41人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,970単位)										+445単位	+27単位	
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,994単位)												
		区分3(3時間超5時間以下)	(3,041単位)												
	位医療的ケア用(16点以上)の場合	一定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,348単位)									+603単位	+41単位	
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,381単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(2,448単位)											
		(二) 定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,162単位)									+531単位	+41単位	
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,191単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(2,249単位)											
(三) 定員31人以上40人以下		区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,050単位)									+488単位	+33単位		
		区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,076単位)												
		区分3(3時間超5時間以下)	(2,129単位)												

31. (旧) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費③

<table border="1"> <tr> <td>ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)</td> <td>(1回につき200単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 事業所等に対面</td> <td>(1回につき100単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ オンライン</td> <td>(1回につき80単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>イ 事業所等に対面</td> <td>(1回につき80単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ オンライン</td> <td>(1回につき80単位を加算)</td> </tr> </table>	ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)	ハ 事業所等に対面	(1回につき100単位を加算)	ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)	イ 事業所等に対面	(1回につき80単位を加算)	ロ オンライン	(1回につき80単位を加算)	<p>注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスの支援を行う場合、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ4回を限度</p>																								
ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	(1回につき200単位を加算)																																		
ハ 事業所等に対面	(1回につき100単位を加算)																																		
ニ オンライン	(1回につき80単位を加算)																																		
イ 事業所等に対面	(1回につき80単位を加算)																																		
ロ オンライン	(1回につき80単位を加算)																																		
<table border="1"> <tr> <td>イ 食事提供加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき30単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 食事提供加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき40単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)	ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)																															
イ 食事提供加算(Ⅰ)	(1日につき30単位を加算)																																		
ロ 食事提供加算(Ⅱ)	(1日につき40単位を加算)																																		
<p>利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)</p>	<p>(1回につき150単位を加算)</p>																																		
<table border="1"> <tr> <td>イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき15単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき16単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)</td> <td>(1日につき8単位を加算)</td> </tr> </table>	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき16単位を加算)	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき8単位を加算)																													
イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)																																		
ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき16単位を加算)																																		
ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき8単位を加算)																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="12"> 児童士配置加算(Ⅰ) </td> <td>(1)定員40人以下</td> <td>(1日につき37単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき30単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき25単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき21単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき19単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員81人以上</td> <td>(1日につき16単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6"> 児童士配置加算(Ⅱ) </td> <td>(1)定員40人以下</td> <td>(1日につき20単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(2)定員41人以上50人以下</td> <td>(1日につき16単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)定員51人以上60人以下</td> <td>(1日につき13単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(4)定員61人以上70人以下</td> <td>(1日につき11単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(5)定員71人以上80人以下</td> <td>(1日につき10単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(6)定員81人以上</td> <td>(1日につき8単位を加算)</td> </tr> </table>	児童士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)	児童士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)	(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)	(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)	(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)	(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)	(6)定員81人以上	(1日につき8単位を加算)									
児童士配置加算(Ⅰ)		(1)定員40人以下	(1日につき37単位を加算)																																
		(2)定員41人以上50人以下	(1日につき30単位を加算)																																
		(3)定員51人以上60人以下	(1日につき25単位を加算)																																
		(4)定員61人以上70人以下	(1日につき21単位を加算)																																
		(5)定員71人以上80人以下	(1日につき19単位を加算)																																
		(6)定員81人以上	(1日につき16単位を加算)																																
		児童士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下	(1日につき20単位を加算)																															
			(2)定員41人以上50人以下	(1日につき16単位を加算)																															
			(3)定員51人以上60人以下	(1日につき13単位を加算)																															
			(4)定員61人以上70人以下	(1日につき11単位を加算)																															
			(5)定員71人以上80人以下	(1日につき10単位を加算)																															
	(6)定員81人以上		(1日につき8単位を加算)																																
<p>欠業対応加算(月4回を限度)</p>	<p>※児童の単独滞在を支援する場合に限り職員及車が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)</p>																																		
<p>専門的支援実施加算(原則月4回を限度)</p>	<p>(1回につき150単位を加算)</p>																																		
<p>強度行動障害児支援加算</p>	<p>(1日につき200単位を加算)</p>																																		
<p>集中的支援加算(月4回を限度)</p>	<p>(1回につき1,000単位を加算)</p>																																		
<p>個別サポート加算(Ⅱ)</p>	<p>(1日につき150単位を加算)</p>																																		
<p>入浴支援加算(月8回を限度)</p>	<p>(1回につき55単位を加算)</p>																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="8"> 医療連携体制加算 </td> <td>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)</td> <td>(1日につき32単位を加算)</td> <td rowspan="2"> 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 </td> </tr> <tr> <td>ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)</td> <td>(1日につき85単位を加算)</td> <td> 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 </td> </tr> <tr> <td>ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)</td> <td>(1日につき125単位を加算)</td> <td> 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) </td> <td>(1)利用者が1人</td> <td>(1日につき800単位を加算)</td> <td rowspan="3"> 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合 </td> </tr> <tr> <td>(2)利用者が2人</td> <td>(1日につき500単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)利用者が3人以上8人以下</td> <td>(1日につき400単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) </td> <td>(1)利用者が1人</td> <td>(1日につき1,600単位を加算)</td> <td rowspan="3"> 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合 </td> </tr> <tr> <td>(2)利用者が2人</td> <td>(1日につき860単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3)利用者が3人以上8人以下</td> <td>(1日につき600単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)</td> <td>(1日につき500単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト 医療連携体制加算(Ⅶ)</td> <td>(1日につき250単位を加算)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき85単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合	(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合	(2)利用者が2人	(1日につき860単位を加算)	(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき600単位を加算)	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)			ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)			
医療連携体制加算		イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)		注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合																														
		ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき85単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合																															
		ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合																															
		ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間未満である場合																														
			(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)																															
			(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)																															
		ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1)利用者が1人	(1日につき1,600単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護であって、看護の提供時間が4時間以上である場合																														
	(2)利用者が2人		(1日につき860単位を加算)																																
(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき600単位を加算)																																		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)																																		
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき250単位を加算)																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> 送迎加算 </td> <td>イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合</td> <td>(片道につき40単位を加算)</td> <td rowspan="2"> 注 同一敷地内の場合 ×70/100 </td> </tr> <tr> <td>ロ 医療的ケアスコアが19以上の場合</td> <td>(片道につき80単位を加算)</td> </tr> </table>	送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(片道につき40単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100	ロ 医療的ケアスコアが19以上の場合	(片道につき80単位を加算)																													
送迎加算		イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(片道につき40単位を加算)		注 同一敷地内の場合 ×70/100																														
	ロ 医療的ケアスコアが19以上の場合	(片道につき80単位を加算)																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6"> 延長支援加算 </td> <td rowspan="3"> イ 障害児(重症心身障害児・身体的障害児)の場合 </td> <td>(1) 30分以上1時間未満</td> <td>(1日につき81単位を加算)</td> <td rowspan="3"> 注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能 </td> </tr> <tr> <td>(2) 1時間以上2時間未満</td> <td>(1日につき92単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 2時間以上</td> <td>(1日につき123単位を加算)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 </td> <td>(1) 30分以上1時間未満</td> <td>(1日につき128単位を加算)</td> <td rowspan="3"> 注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能 </td> </tr> <tr> <td>(2) 1時間以上2時間未満</td> <td>(1日につき192単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(3) 2時間以上</td> <td>(1日につき256単位を加算)</td> </tr> </table>	延長支援加算	イ 障害児(重症心身障害児・身体的障害児)の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき81単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき92単位を加算)	(3) 2時間以上	(1日につき123単位を加算)	ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能	(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)	(3) 2時間以上	(1日につき256単位を加算)																		
延長支援加算			イ 障害児(重症心身障害児・身体的障害児)の場合	(1) 30分以上1時間未満		(1日につき81単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能																												
				(2) 1時間以上2時間未満		(1日につき92単位を加算)																													
		(3) 2時間以上		(1日につき123単位を加算)																															
		ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合	(1) 30分以上1時間未満	(1日につき128単位を加算)	注 (1)30分以上1時間未満については、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能																														
			(2) 1時間以上2時間未満	(1日につき192単位を加算)																															
	(3) 2時間以上		(1日につき256単位を加算)																																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="4"> 関係機関連携加算 </td> <td>イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき250単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき200単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき150単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき200単位を加算)</td> </tr> </table>	関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)																										
関係機関連携加算		イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)																																
		ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)																																
		ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																																
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> 事業所間連携加算 </td> <td>イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき500単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)</td> <td>(1回につき150単位を加算)</td> </tr> </table>	事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																														
事業所間連携加算		イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)																																
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																																	
<p>保育・教育等移行支援加算</p>	<p>入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)</p>																																		
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6"> 福祉・介護職員等処遇改善加算 </td> <td>(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</td> <td>(月につき 所定単位数 × 189 / 1,000)</td> <td rowspan="6"> 注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 </td> </tr> <tr> <td>(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ</td> <td>(月につき 所定単位数 × 158 / 1,000)</td> </tr> <tr> <td>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ</td> <td>(月につき 所定単位数 × 148 / 1,000)</td> </tr> <tr> <td>(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ</td> <td>(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)</td> </tr> <tr> <td>(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)</td> <td>(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)</td> </tr> <tr> <td>(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)</td> <td>(月につき 所定単位数 × 117 / 1,000)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(月につき 所定単位数 × 189 / 1,000)	注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(月につき 所定単位数 × 158 / 1,000)	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(月につき 所定単位数 × 148 / 1,000)	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(月につき 所定単位数 × 117 / 1,000)																					
福祉・介護職員等処遇改善加算		(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(月につき 所定単位数 × 189 / 1,000)		注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計																														
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(月につき 所定単位数 × 158 / 1,000)																																
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(月につき 所定単位数 × 148 / 1,000)																																
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)																																
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(月につき 所定単位数 × 138 / 1,000)																																
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(月につき 所定単位数 × 117 / 1,000)																																	

32. (旧) 主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費②

事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
保育・教育等移行支援加算		
入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度		(1回につき500単位を加算)

福祉・介護職員等経過改善加算	(3) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 所定単位×152/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 所定単位×158/1,000)
	(3) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 所定単位×145/1,000)
	(4) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 所定単位×155/1,000)
	(5) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×139/1,000)
	(6) 福祉・介護職員等経過改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×117/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等経過改善加算を除く)を算定した単位数の合計

33. (旧) 医療型経過的児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	支援プログラム未公表減算	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (487単位)		×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×85/100	×99/100	×99/100	×99/100	×95/100
	ロ 重症心身障害児の場合 (600単位)									
指定発達支援医療機関で行う場合	ハ 肢体不自由児の場合 (435単位)									
	ニ 重症心身障害児の場合 (549単位)									
家族支援加算(Ⅰ) (月4回を限度)	イ 居宅を訪問(所要時間1時間以上) (1回につき300単位を加算) ロ 居宅を訪問(所要時間1時間未満) (1回につき200単位を加算) ハ 事業所等で対面 (1回につき100単位を加算) ニ オンライン (1回につき80単位を加算)	注 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行なう場合、各サービス合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を限度								
家族支援加算(Ⅱ) (月4回を限度)	イ 事業所等で対面 (1回につき80単位を加算) ロ オンライン (1回につき60単位を加算)									
子育てサポート加算(月4回を限度)	(1回につき80単位を加算)									
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき30単位を加算) ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき40単位を加算)									
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)									
欠席時対応加算(月4回を限度)	※重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度 (1回につき94単位を加算)									
専門的支援実施加算(原則月4回を限度)	(1回につき150単位を加算)									
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1000単位を加算)									
個別サポート加算(Ⅰ)	(1日につき120単位を加算)									
個別サポート加算(Ⅱ)	(1日につき150単位を加算)									
入浴支援加算(月8回を限度)	(1日につき55単位を加算)									
送迎加算	イ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (片道につき40単位を加算) ロ 医療的ケアスコアが16点以上の場合 (片道につき80単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100								
保育職員加配加算	(1日につき50単位を加算)	注 一定の条件を満たす場合 +22単位								
延長支援加算	イ 肢体不自由児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき92単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき123単位を加算) ロ 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 (1) 1時間未満 (1日につき128単位を加算) (2) 1時間以上2時間未満 (1日につき192単位を加算) (3) 2時間以上 (1日につき256単位を加算)									
関係機関連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき250単位を加算) ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき200単位を加算) ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算) ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度) (1回につき200単位を加算)									
事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度) (1回につき500単位を加算) ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)									
保育・教育等移行支援加算	入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)									
福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき +所定単位×197/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき +所定単位×203/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき +所定単位×184/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき +所定単位×200/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×184/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×150/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計								